

令和元年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議 議事要旨

日 時 令和元年9月10日(火) 10:00～11:30

場 所 京都市役所分庁舎4階 第4会議室

議 題 1 次期計画策定に向けて

ア 改定方針

イ 改定内容

ウ 京都市の維持向上すべき歴史的風致について

エ 今後の流れ

2 歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取(非公開)

※京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するため。

出席者 井上 えり子委員／高橋 康夫委員(座長)／中嶋 節子委員(副座長)

森重 幸子委員／矢ヶ崎 善太郎委員／青山 吉隆委員

森下 衛委員(京都府教育庁指導部文化財保護課長)

都市計画局 建設技術・景観担当局長 中山 雅永

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財担当部長 西山 真司

建設局 建設企画部 技術企画担当部長 田中 伸弥

欠席者 中川 理委員

配布資料 資料1 京都市歴史まちづくり推進会議委員名簿

資料2 京都市歴史的風致維持向上計画の改定について

資料3 京都市の維持向上すべき歴史的風致について

資料4 歴史的風致形成建造物指定に係る審査資料(非公開)

参考資料1 京都市歴史的風致維持向上計画(第1期)概要版(平成24年改定時作成)

参考資料2 京都市歴史的風致維持向上計画(第1期)重点区域図

議事要旨

<議題1 次期計画策定に向けて>

○座長 まず、議題1「京都市歴史的風致維持向上計画に基づく取組について」を事務局から説明願います。

○事務局 【資料2 説明】

○座長 本計画と景観計画とは、齟齬なく改訂されていくの関係については、これとの整合が取れた上で、改定されていくということか？

○事務局 マスタープランとなる景観計画があり、区域が重なる可能性もあるため、整合を図っていく必要がある。現状、齟齬はないと考えているが、文化財との関係も踏まえ点検が必要である。

○座長 景観計画区域全体を重点区域に指定し、取りこぼしのないようにしていただくことは可能か。

○事務局 思いとしては、設定したい。一方、これまで都心や伏見の一部といったような限られたところで重点区域を設定してきた。今回は市街地を中心に広げていきながら、今後さらなる拡大を検討したい。

○座長 3期以降も見据えていると思うが、最終、景観計画区域すべてを網羅するために、歴史的風致のタイプは十分かと考えているか。

○事務局 京郊の歴史的風致を3つに分けようと考えている。将来的には、重点区域が山間部に広がっていくと考えられるので、道、

水、土、みどりでカバーできると考えるが、詳細検討は今後も必要ではあると考えている。

○委員 2章の提示してもらったイメージでは山間部の歴史的集落はカバーできると思うが、旧市街地の外に広がる近代の郊外住宅地などは、どの風致に該当するのか。近代に拡大した住宅地はかなり広く、そこには近代住宅や近代建築もあるが、まだ重要文化財になっていないものが多い。

○事務局 郊外に位置する近代建築は伝統と進取の歴史的風致で対応できると思う。今まで設定している5つの歴史的風致に関して、足りない点は補っていきたくので、資料3の説明後にご意見いただきたい。

○委員 現行計画の最終評価の3.波及効果については、どういうものに波及するというイメージか。

○事務局 国としては、観光客数など定量的な指標で表せるものが望ましいと言っている、数字で取り上げることが難しい点もある。例えば文化的景観、町家条例などの実績など多面的に評価したい。

○委員 評価について。ハード事業を中心に書いていると数字の議論になるが、本計画は、活動等が重要であり、祭礼などの活動自体そのものが維持され、継承されていること自体を評価すべき。ハード事業ばかりが先行するのも違和感がある。

○座長 京都市景観計画において、京都の景観は文化的景観であると記載されている。文化的景観の特徴と歴史的風致の内容は定義からしてほとんど一緒と考えられる。文化的景観の枠組みと歴史的風致が対応していることが望ましいと考える。都市計画部局と文化財部局で共通の認識を持っていただけるとありがたい。

○事務局 【資料3 説明】

○委員 文化・芸術・学問の街ということで、大学を入れるという提案になっているが、小学校なども入っていてもいいのではないか。現在、多くの小学校がホテルになっているが、守るべき建物もある。

○事務局 小学校については、現行計画でも、伝統と進取の歴史的風致の中で番組小学校を取り上げ、歴史的風致形成建造物にも指定してきた。学問については、大学だけでなく、学問所だった建物なども対象としたいと考えている。小学校については、以前より積極的に歴史的風致形成建造物に位置付けるべきと

いう意見をいただいているので、所管課と調整の上、検討したい。

○委員 7.千年の都の道に見る歴史的風致の(1)京の大路・小路・路地で、歴史的建造物の例として沿道の町家をあげていただいているが、歴史的風致形成建造物としては、路地は建ち並びで指定できるのか。また、6.洛外に見る歴史的風致(仮称)の(3)京の玄関口に地蔵が入っていることに違和感がある。

○事務局 まず、道の歴史的風致を設定した背景として、道はエリアで区切られた概念ではなく、重層性があり、坊条制で築かれてきたという歴史がある。内容的には、町家だとハレとケに重複するが、道は道の文化ということであえて取り上げてもいいのではと考えている。路地に関しては一体での指定が望ましいと考える。地蔵に関しては、山科は地蔵盆が盛んなのでここに記載しているが、ハレとケや祈りの場にも入ってくる。

○座長 京都の歴史的風致は様々に複合、重層しているので分けるのは難しいだろう。同様の趣旨だと、歴史的風致8(1)京の水辺に挙げられている川の中で、鴨川を除き、桂川などは機能としては道と同様かもしれない。高瀬川も本来の機能はそうかもしれないが、現在では、水辺であるという認識となる。どちらの歴史的風致に入れるかという議論はあまり意味がないかもしれない。計画の冒頭で、京都市は様々な風致が重層していると言ってしまうのがいいのではないか。

<議題2 歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取(非公開)>

○座長 議題2「歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取」を事務局から説明願います。

○事務局 【資料4 説明】

(意見聴取の結果：了承)